

令和 6 年度三田市文化財保護事業報告について（令和 7 年 2 月 14 日現在）

1 指定文化財管理 実施額 11,965,850 円／予算額 11,855 千円

(1) 防災設備保守管理事業補助 206,850 円

- ・国指定：御霊神社本殿、高売布神社本殿・狛犬 1 対、住吉神社本殿
- ・県指定：小野天満神社本殿
 - ※ 大原大歳神社本殿(消防本部からの指摘により実施予定 11,000 円)
- ・市指定：駒宇佐八幡神社本殿・舞殿・長床、乙原 天満神社本殿、大日如来坐像(小野 大日堂)、酒滴神社本殿

(2) 保存修理事業補助

- ・県指定 観福寺仁王門 茅の葺替、柱取替修理(R5～6) 9,713,000 円
大舟寺のカヤ 枯枝・交叉枝切除、根系の活性化、苔除去等(R5～6)
1,046,000 円
- ・県登録 三田天満神社本殿屋根の銅板葺替、部分修理(R6～8) 1,000,000 円

2 埋蔵文化財発掘調査 実施額 622,600 円／予算額 408 千円

- ・個人住宅建設に伴う確認調査 5 件
- ・建売住宅建設に伴う確認調査 3 件 ※内未調査 1 件
- ・集合住宅建設に伴う確認調査 2 件
- ・教会付属施設建設に伴う確認調査 1 件

3 文化財施設管理運営事業 実施額 26,940,751 円／予算額 28,715 千円

- ・三田ふるさと学習館、旧九鬼家住宅資料館、三輪明神窯史跡園、歴史資料収蔵庫の維持管理、運営 21,272,328 円
- ・ソフト事業(展示・講座・体験学習・アウトリーチ等)業務委託 4,247,400 円
(NPO 法人 三田歴史文化財ネットワークさんだ)
三田ふるさと学習館、旧九鬼家住宅資料館での企画展示、旧九鬼家住宅資料館 2 階公開、小学校での陶芸体験講座講師等
- ・三輪明神窯史跡園陶芸体験講師、製品等焼成業務委託 2,500,000 円
(合同会社 三田陶磁社) 毎月 3 回の青磁作陶体験講座講師等
- ・三輪明神窯史跡園空調設備等改修工事 13,376,000 円
- ・旧九鬼家住宅資料館土間修繕 2/4(火)～ 1,148,928 円

4 プログラム運営 実施額 1,729,372 円／予算額 2,027 千円

- ・デジタルミュージアム構築への補助
(NPO 法人さんだアートガーデン) 1,500,000 円
- ・文化財資料調査、デジタル化に向けたデジタルカメラ購入 214,500 円
- ・12/14(土)～3/31(月) 図書館特別展示室展示「新収蔵品展」

5 文化財保護審議会 予算額 197 千円

- ・ 7/21(日) 令和 6 年度文化財保護事業計画、県指定観福寺仁王門保存修理現場見学
- ・ 2/21(金) 令和 6 年度文化財保護事業報告、「文化財保存活用地域計画」策定に向けた取り組みについて

6 関係機関との調整

(1) 博物館等への資料の貸出し

- ・ 4/1(月)～3/31(月) 兵庫陶芸美術館 ワークショップ、小学校社会科授業
三輪明神窯跡三田青磁片 5 点
- ・ 4/1(月)～3/31(月) 愛知県陶磁美術館 常設展示準備
三輪明神窯跡出土資料 46 点
- ・ 4/17(水)～7/9(火) 大阪歴史博物館 「天岡均一没後 100 年記念展」
天岡均一、露香作品、スケッチ帳、絵葉書等 17 件
- ・ 10/9(水)～12/25(水) 丹波篠山市立歴史美術館 「欽古堂亀祐～型物の名工～」
三田焼製品、土型 14 点
- ・ 9/13(金)～1/31(金) 綾部市資料館 「今がアツい!綾部九鬼藩—あやべの藩と領主たち—」
三田城跡出土資料 3 点、三田城下絵図
- ・ 12/17(火)～3/25(火) 神戸市埋蔵文化財センター 「神戸・うつりかわる町とくらし 5～昭和ノスタルジー～」
民俗資料 40 点

(2) 兵庫県史跡整備協議会会長 (R5～R6)

- ・ 3/7(金) 研修会「近世・近現代の窯跡の保存と活用—京焼登り窯の 3D 計測・近現代文書・記憶—」
立命館大学文学部教授 木立 雅朗 氏

(3) ひょうご陶磁ネットワーク会議への参加 (R6～)

- ・ 8/3(土) シンポジウム「五国の窯場を語る」、連絡会議

(4) 三田青磁の兵庫県伝統工芸品指定への支援

- ・ (合)三田陶磁社の申出。兵庫県へ申出書に推薦書を添付し、提出中。

「文化財保存活用地域計画」策定に向けた取り組みについて

1 文化財保存活用地域計画とは

- ・地域の文化財を総合的・一体的に保存活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげる。【平成 30 年度に文化財保護法(以下法)改正】
- ・文化庁長官に申請し認定を受ける必要あり。(法第 183 条の 3 第 1 項・第 5 項)
- ・計画には、①文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、②文化財の保存及び活用を図るための市が講ずる措置の内容、③文化財を把握するための調査に関する事項を記載する必要がある。(法第 183 条の 3 第 2 項)
- ・兵庫県内では、12 市町が策定、4 市町が策定中

2 策定の必要性

- ・文化財保護におけるビジョンの共有、事業の可視化による計画的な行政運営
- ・市内での文化財保護行政の理解促進、連携
- ・住民・関係団体等の連携、文化財への興味喚起
- ・文化財・文化的所産の把握
- ・補助率加算等の国庫補助事業における優遇

3 スケジュール(案)

R7	通年	文化財調査(事前把握) 歴史文化・関連文化財群・文化財保存活用区域(案)の作成
	上半期	協議会設置要綱の策定、協議会委員の選定
	10 月	市来年度予算計上
	1 月	国補助金申請
R8	上半期	支援業務委託者選定 ※委託が必要な場合
	通年	協議会(2~3 回)
	下半期	住民の意見聴取(アンケート、ワークショップ) (法第 183 条の 3 第 3 項)
R9	通年	協議会(2~3 回)
	随時	文化庁協議
	下半期	骨子(案)の作成
R10	上半期	パブリックコメント
	下半期	協議会(1 回)
	下半期	冊子の作成
	12	文化庁への申請→認定

※ 随時、文化財保護審議会、議会、教育委員会、市内調整

《参考》兵庫県他市の状況

	明石	加西	淡路	丹波 篠山	西宮	神戸	小野	高砂
期間	R1-3	R1-2	R1-3	R1-3	R2-3	R2-4	R3-5	R4-6
協議会	8回	3回	7回	4回	3回	4回	6回	7回
第1回協議会	8/20	9/17	11/23	12/9	8/7	10/9	9/10	8/12
認定	3年目 12/17	2年目 12/18	3年目 7/16	3年目 7/16	2年目 12/17	3年目 7/22	3年目 12/15	3年目 12/20
文化庁 意見照会		1年目 1/29		2年目 9/29 11/25			2年目 2/10 3年目 7/26	2年目 9/28 2/21
文化庁 現地視察		2年目 9/17	2年目 8/4					3年目 6/7
アンケート			1年目 11月	1年目 12-1月	1年目 2月	1年目 9-12		2年目 8-10月
パブリック コメント	3年目 7-8月	1年目 1-2月	2年目 1月	2年目 2-3月	2年目 7-8月	2年目 12-1月	3年目 5-6月	3年目 6-7月

4 協議会（任意）

- ・協議会は、市、県、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、市教委が必要と認める者等で構成される。（法 183 条の 9 第 2 項）

《参考》兵庫県他市の状況

	明石市	加西市	淡路市	丹波 篠山市	西宮市	神戸市	小野市	高砂市
市	1人	5人	4人	4人	3人		6人	2人
県	1人	1人	1人	1人	1人		1人	1人
所有者				1人	2人	1人	0人	1人
学識	3人	4人	5人	4人	6人	7人	4人	4人
商工	1人	1人	1人					1人
観光	1人	1人	1人		1人	1人	1人	1人
その他	2人	5人	4人	1人	1人	5人	3人	2人
計	9人	17人	16人	11人	14人	14人	15人	12人

※ オブザーバー…加西市=5人、淡路市=1人、神戸市=1人(県教委)

5 文化財保護審議会の役割

(1) 協議会への参加

《参考》兵庫県他市の状況

	明石市	加西市	淡路市	丹波 篠山市	西宮市	神戸市	小野市	高砂市
協議会	9人	17人	16人	11人	14人	14人	15人	12人
内文審 委員	0人	1人	1人	1人	1人	7人	1人	1人
協議会 役職		副会長	副会長	会長	委員	会長 委員6	副会長	副会長
文審 役職		会長	副会長	会長	委員	副会長 委員6	委員長	委員
文審	5人	—	5人	6人	6人	15人	10人	7人

(2) 意見聴取（必須）

- ・文化財保護審議会の意見を聞かなければならない。（法 183 条の 3 第 3 項）

《参考》兵庫県他市の状況

	明石市	加西市	淡路市	丹波 篠山市	西宮市	神戸市	小野市	高砂市
審議会 数	7回	1回	7回	1回	3回	3回	3回	2回

※主な内容…計画の説明、方針・素案の意見聴取

《参考》「三田市文化財保護条例施行規則」

(審議会の会議)

第13条

- 4 会長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。